

桐生市優良工事表彰規程

（目的）

第1条 この規程は、建設工事の公共性と工事の特殊性をあわせて考え、市が発注する工事を優秀な成績で完成させた場合に表彰又は感謝状の贈呈をすることにより、建設業者の技術の向上を図るとともに、建設意欲をたかめ、建設工事の適正な施工かつ質的向上に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、表彰及び感謝状の贈呈とはそれぞれ次のように定義する。

- （1） 表彰とは、特に優秀な成績で工事を完成させた建設業者を対象としての優良工事の表彰をいう。
- （2） 感謝状とは、主任技術者及び監理技術者（以下「主任技術者」という。）が幾多の困難な条件を克服して工事を完成させ、かつその工事の工程、現場管理及び施工技術が特に優れていると認められる場合、又は幾多の困難な条件を克服して特に貢献したと認められた施工業者の場合に、その誠意に対して感謝の意を表すための書状等をいう。

（表彰式）

第3条 表彰に値する工事がある場合は、その工事の完成した年度終了後、表彰式を行う。ただし、社会情勢等を鑑み、市長が認めたときはこの限りでない。

（表彰の基準）

- 第4条 表彰の対象工事は、桐生市建設工事等請負業者選定要綱第9条に定めるそれぞれの区分及び等級の金額以上の工事に限るものとする。
- 2 表彰を受ける業者は、その工事の年度内に検査担当課の検査対象金額の工事完了件数が2件以上ある業者とする。ただし、当該年度中の工事件数が満たない業者については、連続する2年ないし3年を対象とすることができる。ただし、特定建設工事共同企業体についてはこの限りでない。
 - 3 表彰の対象工事は、工期内に完成した工事に限るものとする。
 - 4 表彰の対象工事は、桐生市工事成績評点要領に基づき作成された工事成績表の評定点合計が80点以上の工事とし、かつその業者の年度内評定点合計の平均点が、市が発注した工事に係る年度内評定点合計の平均点を超過しており、当該業者の建設工事の評点項目にe評価がなく、評定点合計が65点未満の工事がないこと。

（欠格事項）

第5条 表彰を受ける業者が、表彰対象工事の完成年度を含めて過去2か年度内において、桐生市の工事等に係わる業者の指名停止要綱に基づく処分を受けたことのある場合等社会的見地から賛同しかねる場合は表彰しないものとする。

（表彰の手続き）

第6条 表彰の手続きは次のとおりとする。

- （1） 工事担当課で優良工事施工業者推薦書を竣工検査から14日以内に検査担当課へ送る。
- （2） 年度終了後、検査担当課でこれをまとめ、桐生市工事請負人等指名選考委員会で審査し表彰に値する場合は市長に上申する。
- （3） 表彰式は検査担当課で行う。

(表彰状及び感謝状の贈呈)

第7条 表彰状は第4条(表彰の基準)の条件を満たした建設業者に贈呈する。又、感謝状は原則として、表彰状の被授与者に勤務する主任技術者等で、同一の事業所に3年以上勤務しているものに、優良工事の表彰状と同時に贈呈を行うことができる。ただし、代表者が主任技術者等の場合は除外するものとする。

2 手続きについては、第6条を適用し、優良工事施工業者推薦書を優良主任技術者等推薦書に替える。

(意見の聴取等)

第8条 検査担当課長は、その任務を遂行するために必要があるときは、関係課長に対し資料の提出及び説明を求めることができる。

(その他)

第9条 この規程は、竣工式等で行う感謝状等の贈呈には適用しない。

(附 則)

- 1 この規程は昭和50年11月1日から施行し、昭和50年度竣工の工事から適用する。
- 2 昭和48年8月1日施行、建設業の振興のための感謝状贈呈(内規)は廃止する。ただし、様式1の優良工事施工業者推薦書は廃止しない。
- 3 この規程は昭和63年4月1日から施行し、昭和62年度竣工の工事から適用する。
- 4 この規則は平成2年4月1日から施行し、平成元年度竣工の工事から適用する。
- 5 この規程は平成19年10月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に契約された工事については、なお従前の規程による。
- 3 この規定は、平成21年11月2日から施行する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成22年11月1日から施行し、平成22年度竣工の工事から適用する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成26年9月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この規程は、令和7年9月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この規程は、令和7年9月17日から施行する。